志學館大学長期履修制度要項

（趣　旨）

第１条　この要項は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第２８条の２第２項及び志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第２４条第２項の規定に基づき、長期履修に関し必要な事項を定める。

（長期履修学生の数）

第２条　長期履修学生の数は若干名とし、長期履修の許可及び長期履修中止並びに修業年限変更の許可にあたっては、収容定員上の制約に配慮するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、学則第６１条に定める外国人留学生は長期履修を申請することはできない。

（長期履修の申請手続）

第３条　長期履修学生を希望する者は、入学者選抜試験の前の適当な時期に大学へ出校し、予備面談を行った上、「長期履修申請書」を提出しなければならない。

２　前項の規定は、再入学者、編入学者、転入学者（以下「再入学者等」という。）にも適用する。

（修業年限）

第４条　長期履修学生の修業年限は、学則第４条及び大学院学則第６条に定める修業年限（以下「通常の修業年限」という。）を超え、かつ、通常の修業年限の２倍を超えない１年単位の年限とする。

（再入学者等が長期履修する場合の修業年限）

第５条　前条の規定にかかわらず、再入学者等の修業年限は、通常の修業年限を超え、通常の修業年限から学則第４５条又は大学院学則第３４条第３項に基づき認定された入学前の在学期間を減じた年限を通常の修業年限に加えた年限を超えない１年単位の年限とする。

（最長在学期間）

第６条　長期履修学生の最長在学期間は、前２条のいずれかに基づき認められた修業年限のうち通常の修業年限を超える年数を学則第４条又は大学院学則第６条に定める最長在学期間に加えた期間とする。

（長期履修の許可）

第７条　長期履修の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

（履修計画指導）

第８条　長期履修学生には、入学後に、当該学生が所属する学部の教務委員会（大学院にあっては研究科委員会）が履修計画その他の指導を行うものとする。

（履修方法の制限）

第９条　学士課程の長期履修学生が１年間に履修できる単位数の上限は、卒業要件に算入される授業科目について３０単位とする。ただし、１学期間に１６単位を超えることはできない。

２　修士課程の長期履修学生が１年間に履修できる単位数の上限は、修了要件に算入される授業科目（実習科目を除く）について１６単位とする。ただし、１学期間に８単位を超えることはできない。また、修士論文の提出及びその審査並びに最終試験は、長期履修計画の修了予定年度に行うものとする。

（学　費）

第１０条　長期履修学生が１年間に納入する学費は、学則第５１条及び大学院学則第４３条に定める授業料並びに教育充実費の４年間（大学院にあっては２年間）に納入すべき総額を、修業年限に応じて、その年数で除した額とする。ただし、学則第５２条又は大学院学則第４３条に定める入学金は、入学の際に納入しなければならない。

（入学後の長期履修申請）

第１１条　第３条第１項の規定にかかわらず、この規程は、入学後に長期履修を希望する者についても準用する。

（第２年次修了証書）

第１２条　学士課程の長期履修学生として本学に２年を超えて在学し、卒業に必要な通常の４年間に納入すべき学費の総額の半額以上を既に納入している者が退学した場合には、学則第３９条第２項に定める第二年次修了証書を授与することができる。

（雑　則）

第１３条　この要項の実施に関し必要な事項は、別に細則に定める。

附　則

この規程は、平成１６年７月２８日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この要項制定以前にあった「志學館大学長期履修学生に関する規程」は、廃止する。

３　平成３０年３月３１日に在籍する長期履修学生については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和４年２月９日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年９月１６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。